

論文審査の結果の要旨

報告番号	博（経）甲第 15 号	氏名	田中 一誠
論文審査委員	主査	林 徹	
	副査	丸山 幸宏	
	副査	岡田 裕正	
<p>題名：「わが国の中小企業会計をめぐる一考察：利害関係者の意思決定に資するキャッシュ・フロー計算書の作成の必要性について」</p> <p>論文審査の結果の要旨：</p> <p>わが国の中小企業会計の実務において、貸借対照表（B/S）と損益計算書（P/L）だけでは、対外的にも対内的にも、必ずしも意思決定に有用かつ十分な情報が提供されていない。キャッシュ・フロー計算書の作成がそれに対する 1 つの答えである。これを目的として、本論文は、中小企業を対象とした会計基準設定にかかる背景と経緯を丁寧にレビューし（第 1 章）、中小企業に固有の情報開示・提供の性質をキャッシュ情報の見地から実態に即して分析し（第 2 章）、中小企業の会計慣行をキャッシュ情報の視点から検討し（第 3 章）、それらをふまえて、キャッシュ・フロー計算書作成の必要性を、計算例による裏付けをしつつ、慎重に論証している（第 4 章）。本論文の目次は次の通りである。</p> <p>はじめに</p> <p>第 1 章 中小企業の会計基準設定を巡る背景と経緯</p> <p>第 2 章 中小企業の会計を考察する視点</p> <p>第 3 章 現在の中小企業の会計慣行の再検討：キャッシュ・フローの観点から</p> <p>第 4 章 中小企業におけるキャッシュ・フロー計算書作成の必要性</p> <p>おわりに</p> <p>わが国の中小企業の会計実務は、会計基準や会社法よりもむしろ法人税法に即して行われている。この現状に対して、中小企業向けの 2 種類の会計基準「中小企業の会計に関する指針」（以下、指針）と「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、要領）が公表されている。第 1 章では、「指針」と「要領」が制定された経緯を、衆参両院の附帯決議とそれに基づく中小企業庁・日本税理士連合会・日本公認会計士協会・財務会計基準委員会による中小企業向け会計基準設定につき整理している。「指針」は、IFRS（国際財務報告基準）や日本の各種会計基準を可能な限り尊重した内容であり、中小企業にとって、その適用は難しくまた強制でもないため、普及していない。そこで、法人税法を考慮した「要領」（これも任意適用）が作成されたが、これも全面的な普及には至っていない。「指針」も「要領」も利害関係者の意思決定に</p>			

有用な会計情報の提供を目的とした基準であるとされているものの実態はそうになっていないことを明らかにしている。

第 2 章では、会社法・法人税法および株主・債権者の観点から中小企業会計の実態と問題点を文献・データに基づいて明らかにしている。外部利害関係者としては債権者が主要であること、また企業の規模が小さくなるほど金融機関からの借入金比率が高くなる事実を、法人企業統計等から確認している。そのうえで、法人税法・指針・要領の共存が抱える問題を実務の観点から抽出し、キャッシュ・フロー計算書作成の意義を指摘している。

第 3 章では、指針・要領に対する法人税法の位置づけと、現在の中小企業会計実務の会計慣行の実態を比較したうえで、中小企業会計の実務ならびにその信頼性向上の見地から、キャッシュ・フロー計算書作成の意義を説いている。すなわち、オーナー経営者と取引銀行（主たる利害関係者）双方にとって、慣行として法人税法に即して作成される B/S と P/L だけでは具体的なキャッシュの情報が十分には提供されない点を明らかにしている。

第 4 章では、直接法と間接法によるキャッシュ・フロー計算書の例を示して、中小企業会計におけるキャッシュ・フロー計算書作成の必要性とその意義を主張している。新設された「経営革新等支援機関」制度の下で、具体的な貸付状況を場合分けして、それぞれでキャッシュ・フロー計算書の作成が必要である点を示し、今後も、その必要性が高まることを説いている。

本論文の貢献は以下の通りである。

第 1 に、財務会計論の領域において、近年、中小企業会計（非上場企業の会計）が取り上げられつつあるものの、キャッシュ・フロー計算書作成の意義を検討している研究はわが国では少ない。法制度上、会計基準上、その作成が義務づけられていないキャッシュ・フロー計算書を、あえて実務の観点から研究対象として取り上げ、計算例をふまえて主張している（論証可能性）点は、学術上、新規な挑戦であると評価できる。

第 2 に、「指針」と法人税法の会計の相違について、減価償却費を償却限度額まで計上した場合（「指針」のケース）と任意計上した場合（法人税法のケース）を示し、それがキャッシュ・フローに与える影響を比較している。このような試みは、計算構造の観点からみて独創的なものであり、会計実務界への貢献として評価できる。

他方、既存の B/S と P/L から得られる安全性情報と、キャッシュ・フロー計算書から得られる情報との関係や情報内容の相違点について、言及がない。この点、本論文の完成度において充実の余地が残る。しかし、それによって本論文の学術上・実務上の意義・貢献が大きく損なわれるものではない。

以上より、本論文は、本研究科の「博士学位論文の審査基準」（独創性、新規性、貢献度、論証可能性、完成度）を満たすものと判断され、本学位審査委員会は全員一致で博士（経営学）に値するものと判断する。